

◇泉 美和子 君

○議長（後松一成君） 次に、24番、泉美和子君の一般質問を許可いたします。

（24番 泉 美和子君 登壇）

○24番（泉 美和子君） 私は三つの問題について一般質問をいたします。

初めに、保健センターのあり方と公民館、体育館の開館について、町長の見解をお伺いいたします。

合併したら保健センターに保健師さんや栄養士さんがいなくなり、保健センターが常時開いていないということについて、住民から疑問の声が出されています。地域住民がいつでも気軽に訪れ、健康や育児などの相談ができる、いわば町民の健康を守るとりでとして定着し、その役割を果たしている保健センターを、常時開設せず職員を1カ所に統一した今回の措置は、行政側の都合で効率化のみを優先させたものであり、住民サービスの後退以外の何物でもありません。もとに戻すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

また、公民館と体育館も毎週月曜日が休館日と統一されましたが、今まであいていればいつでも利用できた地域住民にとっては大変不便であり、不満の声が出されています。このような施設こそ利用する地域住民のニーズにこたえるものにするべきであると考えます。今回のやり方は、合併前にサービスは後退させないと言ってきたことにも反することになると考えるものです。ぜひ再検討し、いつでも利用できるようにするべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 泉議員のご質問にお答えいたします。

初めに、保健センターのあり方についてですが、さきに斉藤議員にご答弁申し上げた内容と重なりますが、住民の健康管理の充実を図るために、保健・医療・福祉などの連携や情報交換を密接に行うよう、現在千畑庁舎を保健活動の拠点にしております。各保健センターについては、各検診事業、妊婦・乳幼児健診相談等を従来どおり各保健センターで実施しております。そのほかに健康相談日も設けて、相談や指導活動を展開しており、11月につきましては合併の関係で各保健センターにおいて健康相談ができませんでしたが、12月からは各センターにおいて月1回から2回の健康相談を実施するところですが、また、ご指摘いただきましたとおり、地域住民の健康相談窓口がより身近になることはさまざまな観点で望ましいことと考え、今後は各センターとも週1回は定期的な健康相談を実施し、保健・医療と福祉などの連携強化を図りながらも、住民へのサービス強化を図ってまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、公民館と体育館の開館についてですが、公民館並びに体育館の開館日及び開館時間については、利用状況や財政状況を踏まえながら、利用される町民の方々の声を大切にしながら決定しなければならないと考えており、そのため今回の合併協議にあっては、休館日こそふえましたが、開館時間にあっては延長するなど、町民の方々の声をできるだけ取り入れながら規則を制定したところですので、そうした内容にまずはご理解いただきたいと存じます。また、平成17年度には美郷町の社会教育、生涯学習の推進計画を策定したいと考えておりますが、その際に学習者や指導者の方々からも策定に携わっていただき、ご意見をちょうだいしたいと考えておりますし、またアンケート調査もあわせて実施できればと考えております。町民の方々に経費や管理の面も加味していただきながら、休館日に対するご意見を伺いたいと考えております。その上で今後の取り扱いを検討してまいりたいと存じますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉美和子君） 保健センターの問題ですけれども、私は合併直後、11月1日に、保健センターに職員が常駐していないということがわかったときの驚きといいますか、それがもう大変まず衝撃的でした。そういうことは絶対ないものと思って、当然保健センターというものは各地にありますので、そのままそこで業務が遂行されるものだと思っていたんですけれども、そういうことが全然町民に知らされないままに、まずこれが行われたという点、これがまず私は一番問題だと思うんですよね。最初にこういういろいろな業務を統一してやらなければいけない、そういう部署ももちろんありますけれども、こういう保健センターのような保健活動というのは、地域に一番密着して、住民と密接にかかわり合いながらやらなければいけない、そういう分野だと思うんです。そういう分野を統一するのはいいかもしれませんが、その今までの地域から離れたわけですよね。そして、町長は今いろいろ福祉とか保健・医療分野を情報交換を密にしていこうと言いましたけれども、これは1カ所に統一しなければ情報交換を密にできないわけではありませんよね。今までも旧六郷の場合は十分に保健活動、各分野と密接にかかわり合いながらやってきているわけです。そういうことからすれば、今回の措置はやはり住民サービスの後退だと思うんですよ。

先ほどの斉藤議員への答弁に、いろいろな連携を図りながらまたサービス向上になる分野あると言いましたけれども、私はちょっとそれは詭弁ではないかと。まずもう既に常時保健センターが常駐していないという、されていない、いつもあいていないということが、まず一つもうそこで住民サービスが後退しているという問題、町長はどのように考えられます

か。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 保健センターの有する機能については、住民の方々がみずからの健康管理を行政の指導もいただきながら、地域全体の中でそういった保健活動を展開させるために保健センターがあるというふうに認識しておりますが、その機能を常駐でなければ機能発揮できないということとはまた違いがあるだろうと、私は思っております。住民が求めるサービスを、行政が今置かれている環境の中でどのようにして提供できるかが、今私たちが考えないといけない課題であると思いますので、それが常駐かどうかということとはまた違う論点のように思っておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） 旧六郷の場合ですけれども、特に庁舎から離れてあったわけですよ。そういう中で住民の方々はいつでも思いついたときといいますか、買い物に町に出たときとか、そういうときにいつでも保健センターに立ち寄ることができたわけです。それが今できなくなったということですよ。そのことは、やはり住民にとっては非常に不便になったことだし、安心感がなくなったということだと思えますよ。旧六郷の場合は、電話も庁舎ではなくて、保健センターに電話をして相談ができる。これはすごく住民にとっては、利用する人にとっては、ほかに気兼ねをしないで、十分健康の問題やら栄養の問題やら育児相談やらと、気軽にほかのことを考えないで、気兼ねしないでできたわけですよ。そういうことがまずできなくなったということは、これは一番やっぱり住民にとっては大変不便になったことだと、これは事実だと思いますね。町長がおっしゃる常駐でなければいろんなことができないという、それはそうかもしれませんが、まず一つ、今の住民に与える安心感がなくなった点、このことは一番問題だと思うんですよ。そこをやっぱりぜひ改善していくべきではないかと思うんですが、本当に今回の措置は行政側の効率化のみを優先させたというものだと思うんですよ、私は。住民にとっては全然効率的でない。今まで電話も、例えばこういうことがありました。保健センターにかけたつもりが庁舎につながったと。これも何か転送サービスみたいなことをやってるようですけれども、もう少し例えば、留守番電話のような、何か今まで保健センターが開いているのが当たり前だったのが、違うようになったわけですから、もう少し親切な、何か言葉が出るような、例えばこういうわけで庁舎に回ってつながりますのでとか、保健センターは常時あいていませんとか、そんなサービスも、何かそういうこともあってよかったと思うんですよ。そういうこともなくて、今こうやっているということは、まず一つここを改善してもらいたいということです。いかがです

か。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

非常に実務的な話でありますので、担当課長の方に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（後松一成君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 先ほど町長が答弁したとおりでございますが、電話の件に関してはこれから検討してまいりたいと思っております。今現在は、直接本庁の交換にかかりまして、その後私どもの方に来ますが、これからは保健センターにそういう別個の電話等も考えていきたいと思っておりますけれども、その点よろしく願います。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉美和子君） ぜひ保健センターの問題は、もう一度再検討をぜひ今後していただきたいと思っております。公民館については、町長がいろいろアンケート調査の実施など今後検討する方向を示されておりますので、ぜひこのこともよろしく願いしたいと思っております。

次に、子育て支援策をめぐる県の動きと町の対応についてお伺いいたします。

秋田県は、このほど少子化対策、子育て支援策の一環である保育料無料制度と乳幼児医療費無料制度の見直しを図り、12月県議会に提案されました。見直しの内容は、保育料については現行第3子以降と第1子のゼロ歳児の無料を、支援対象を第1子以降の幼児に拡大、ゼロ歳児対象の養育支援を打ち出したものの、一部自己負担や所得制限を導入するというものです。乳幼児医療については、無料から一部自己負担にするというものであります。

乳幼児医療費の無料化は、長い間の県民運動の成果として全国に先駆けた制度で、今回の見直しは大きな後退であり許されるものではありません。県は、見直しの理由に、これまでの制度でも出生率向上にはつながらなかったとしているようです。が、深刻な少子化に歯どめをかけ、安心して子供を産み育てられる環境づくりとしては、これまでの子育て支援策を拡充することはもちろん、若者に安定した仕事をつくる、結婚・出産・育児と仕事の両立が可能な生活基盤への支援、教育費の支援など、多方面にわたる対策が必要なのであって、一部の施策で効果が上がらなかったからといって、わずか数年で後退させるのは短絡的ではないかと考えます。乳幼児医療費無料化は全国の流れとなっており、国の制度として確立しようと運動が進んでいるときでもあります。

保育料については、今回の見直しで打ち出した拡充施策とあわせ現行制度を維持すること、乳幼児医療費は一部自己負担導入を中止し現行拡充を図ること、この2点について県に

対し町からも強く要求していくべきと考えるものです。同時に、県の動向いかににかかわらず、町の少子化 対策、子育て支援策として、現行制度を維持されるよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

また、来年度の予算編成に当たり、旧町村で格差がある保育料の統一をどうするのか。負担増とならないよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（後松一成君）答弁を求めます。

○町長（松田知己君）それでは答弁させていただきます。

子育て支援策についてですが、保育料及び乳幼児医療費の制度見直しについて、まず保育料について答弁いたします。

これまでの制度、現行制度でよいのか、新たな県の考え方の方が町民にとってはより公平なのか、熟慮が必要ですので、これから県の具体説明を受ける予定にもなっておりますので、その説明を受けましてから県に対する姿勢を決定してまいりたいと存じます。

また、乳幼児医療制度については、県の財政事情が許せば現行制度維持が望ましいと考えますので、機会を見つけてその観点で県に対して要望してまいりたいと思います。また、県の動向いかににかかわらず町が単独で現行制度を維持するには、町が行っていますほかの子育て支援策への財源もあわせて考慮しますと、現下の財政事情では難しいものと存じます。また、町内保育園の保育料については、おっしゃるとおり現在は保育料格差がありますが、17年度においては保育料を統一することが合併協議の中で決定しておりますので、子育て家庭に重い負担がかからないように決定してまいりたいと考えております。ただし、児童福祉施設の利用においては、応能の負担が建前となっておりますし、利用時間によっても格差は必要と思いますので、利用環境や利用状況等を見越した画一的な保育料設定は難しいものと考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（後松一成君）24番。

○24番（泉美和子君）町長は所信表明で子育て支援、少子化対策の充実を上げております。また、今までの質問の答弁なんかもありましたけれども、住民にとって一番支援策でそれぞれ個人の思いはさまざまありますけれども、一番保育料だとか教育費だとか、そういうお金がかかる、そのことが一番なわけですね。今回の乳幼児医療の問題は、今までせっかく県が経済的に大変だからということで打ち出している支援ですね。それに対してお金をかける、無料になるところを今度は無料にならないのだという、これは本当に大変な問題だと思うんですよ。ところが、マスコミなんかで取り上げられるのは、第3子の

保育料の無料を廃止するという、そこだけがクローズアップされて、この乳幼児医療費無料化のところの一部自己負担が導入されるのだというところが、ちょっと影が薄いように私は感じます。ここのところは本当に保護者にとっては大変な負担になるところです。今の制度があるから、病気が軽いうちにすぐお医者さんに行って診てもらおうという、こういうことが定着しているわけですね。これがなくなっていくわけですから、これはぜひ県の方にはっきりとそういうことのないように強く求めていっていただきたいということと。やっぱり財政的にそれは大変なことはわかりますが、ぜひこの制度の維持を町単独でもできるよう、ぜひこれは強く要望します。

やっぱり財政、どこが一番必要なかというところを、町長のそれはもちろん考え方ですけども、子育て支援で一番望むところはこういう経済的負担を軽くしてほしいというところが圧倒的な住民の願いですので、そのことをぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。もう一度お願いします。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 答弁させていただきます。

乳幼児医療の制度については、先ほども申しましたが、県の財政事情が許すのであれば現行制度維持が望ましいと考えますので、機会を見つけまして県に対してその観点で要望してまいりたいと存じます。

また、県の動向いかんにかかわらず町が単独でもという形については、すべてについて財政があって施策が存在いたしますので、子育て支援策全体の中でその取り組みが、どうしてもほかの事業をやめてでも優先させなければならないというふうな観点になれば別ですが、そうでない限りにおいては、やっぱり町が県の動向いかんにかかわらず単独で現行制度を維持するということは難しいということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉美和子君） 大仙市となる予定のところでは、協和町が乳幼児医療費無料化を6年生までやっている、これにあわせて市全体でこれをしていくということを合併協議会の中で確認事項としているということです。そして、新聞報道できのうでしたか、大曲市長が答弁した独自施策が載っていましたがけれども、近隣町村がそういうふうになったときに、町のその施策が後退しているというところで、やっぱりこれは若者が定住促進できる町づくりという観点から考えても、ちょっと美郷町がおくれていく一つの要素になると私は思うんです。岐阜県は各町村で中学校3年生まで、義務教育の間医療費を無料化しているというのが、一つの町で行ったらそれがどんどん他町村に広がって行って、最初や

っていた町に若い人たちは「やっぱりあそこの町に行って暮らしたい」と、そしてそこで人口がふえたという例が出されておりました。私、以前一般質問したことがありますけれども、そういう例もあります。ぜひ子育て支援の中で、私はこれはいろんな事業いろいろあると思いますが、その中で最優先すべきものだと私は考えますので、ぜひこのことを検討していただきたいと思います。

次に移ります。最後、介護保険の見直しと町の対応についてお伺いいたします。

介護保険は、来年4月が制度発足5年目の見直しの時期となります。政府は見直し案を来年の通常国会に提出する予定であります。そこで検討されている内容は、国の財政支出を抑えるため、サービス利用を制限し、国民負担を一層ふやすといった大改悪となっております。保険料の負担者の年齢を引き下げ、介護保険と障害者福祉を統一する問題については、先送りの方向が示されましたが、2005年度の見直しの柱となるサービス利用の制限や利用料の負担増、高齢者や家族を初め、介護の現場からこのことに対して批判の声が上がっています。

見直しの中身の第1は、要支援と要介護1の人への介護をかえって本人の能力実現を妨げているなどとして、サービスを切り捨てようとしています。要支援、要介護1の人にも必要なサービスを受けることで悪化しないというのが現場の共通した声であるのに、サービスを切り捨てるとは高齢者の生活と人権を踏みにじるものであります。第2に、現行の利用料1割を2割、3割へと大幅に引き上げ、またホテルコストの名目で特養ホームの利用料を大幅値上げしようとしています。特養の入所者の負担は、月額で相部屋で8万7,000円、個室で13万4,000円になるという試算も出しており、国民年金受給者の入所は大変困難になります。第3に、特別対策として行ってきた在宅施設サービスの低所得者対策を来年4月に廃止する方針です。また、要支援や自立の人で、制度発足前からの特養入所者の継続入所の廃止もあり、利用料の値上げも重なり、特養ホームを追い出される人を生み出しかねません。このように政府の見直しは大改悪であります。

日本共産党は、政府の改悪案を中止させるために全力を挙げるとともに、安心できる介護制度に改善するよう財源も示し提案をしているところであります。我が党が政府に提案した見直しに当たっての改善点とは、国庫負担率を25%から30%に引き上げ、利用料・保険料の減免制度をつくること、保険料・利用料のあり方を支払い能力に応じた負担に改めること、在宅でも施設でも安心して暮らせる基盤整備を進めること、介護・医療・福祉の連携で健康づくりを進めること、介護労働者の労働条件を守り改善するの4点であります。現在の介護保険が抱える深刻な問題を解決するための必要最小限のものであり、提案に必

要な財源も数千億円程度と示しているところであります。政府の見直し案が実行されるならば、町民の介護保険に対する信頼と期待は失われることになり、現在利用している人、これから利用しようとする人に及ぼす影響ははかり知れません。また、保険料徴収などでの混乱を招くことは必至だと思いますが、町長はこの見直し案をどのように認識されるのかお伺いいたします。

必要なサービスの保障、これ以上の負担増を押しつけない、低所得者対策の継続・拡充、施設からの追い出しはしないなど、町民の介護不安を招くことのないよう国に対して強く要望するとともに、広域においても保険料や利用料の独自の軽減策を行うよう求めていくこと。また、町独自の軽減策を行うことについて、町長の見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（後松一成君）答弁を求めます。

○町長（松田知己君）ただいまのご質問に答弁させていただきます。

今回の見直し案は、介護保険法附則第2条の法律の施行後5年をめどに検討を加えるとの規定に基づき行われておりますが、その基本的視点は給付の効率化、重点化による制度の持続可能性、予防重視型システムへの転換による明るく活力ある超高齢社会の構築、効率的かつ効果的な社会保障制度体系への社会保障の総合化にあり、社会保障制度安定のための長期的視点に立ったものと理解しております。介護保険制度がその所期の目的どおり運営され、国民に信頼される安定した制度となることは町としても望むところでありますが、低所得者を排除するものであれば議員ご指摘のとおり、効果的な低所得者対策について町村会などを通じて国に要望してまいりたいと考えております。

また、低所得者対策に対する独自の軽減というご質問でございますが、広域に加入している町 村が単独で自町村民にだけ保険料・利用料を軽減していくというようなことは、金額の多少にかかわらず広域運営の趣旨に反するとともに、保険料・利用料の負担が不公平となり好ましくないと考えますので、広域として対応が可能なものについては広域の中で検討していきたいと考えており、町独自の軽減は考えておりません。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉美和子君）広域に加盟している町村の中でも独自の軽減策を行っているところが幾つかあります。ですから、これは決してできないことではないと。町長の考え一つだと思いますが、なかなか現実的には難しいということをお伺いいたします。これまでのいろいろな答弁の中でも、以前の旧 町村の答弁の中でも聞いておりますけれども、ぜひこの問題はこれか



らますます本当に住民にとって切実になる問題だと思います。ぜひ広域で十分軽減策の問題、広域の会議の中でそういう話し合いをしていただきたいと思います、いかがですか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 答弁させていただきます。

広域の各種会議等の中で、そういった意見交換をさせてもらいたいと思います。以上をもちまして答弁を終わります。

○24番（泉美和子君） 終わります。

○議長（後松一成君） 以上で、24番、泉美和子君の一般質問を終結いたします。